

地下鉄駅コンコース緑化事業

基本協定書（案）

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市交通局

※本基本協定書（案）は、設計施工一括契約の締結に向けた基本的な役割等を記載したものであり、優先交渉権者が提出した提案書類の内容及び本市と優先交渉権者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正する。

地下鉄駅コンコース緑化事業 基本協定書（案）

地下鉄駅コンコース緑化事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、福岡市（以下「甲」という。）並びに代表企業としての●●（以下「代表企業」という。）、構成企業としての●●及び●●（以下総称して又は個別に「構成企業」といい、代表企業及び各構成企業を総称して又は個別に「乙」という。）は、以下の通り本事業に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、乙が優先交渉権者として選定されたことを確認し、設計施工一括契約の締結に向けて、乙が実施すべき諸手続について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は次の通りとする。

- （1）「公募要綱等」とは、甲が本事業に関して公表した令和7年3月27日付の公募要綱及びその付属資料（公表後の修正を含む。）、並びにそれらに関する質問に対して甲がホームページにおいて公表した甲の回答をいう。
- （2）「提案書類」とは、公募要綱等に基づき、乙が提出した提案書類及び提案書類の説明又は補足として乙が本協定締結日までに甲に提出したその他一切の文書（ただし、提案書類のうち、甲と乙の協議により変更された内容を含む。）をいう。
- （3）「事業計画書」とは、事業全体の計画を定めた計画書をいう。
- （4）「優先交渉権者」とは、提案審査を経て、最も優れた提案を提出した者として甲が選定した者をいう。
- （5）「事業予定者」とは、本協定締結後において、事前調査や関係者との調整、事業計画書の策定など、設計施工一括契約の締結に向けた業務を行う者をいう。
- （6）「設計施工一括契約」とは、本事業の実施に関して、甲と代表企業、構成企業との間で締結される地下鉄駅コンコース緑化事業設計施工一括契約をいう。

（基本的合意）

第3条 乙は、公募要綱等及び提案書類に基づき、第6条第3項に定める日までに設計施工一括契約を締結すべく、誠実に対応し最大限の努力をする。

- 2 乙は、公募要綱等を十分に理解しこれに合意したこと、及び公募要綱等に記載の条件を遵守の上、甲に対し提案書類を提出したものであることを確認し、提案書類に記載の内容を誠実に履行するものとする。
- 3 提案書類に公募要綱等を満たしていない部分（以下「未充足部分」という。）があると甲が判断した場合、乙は、未充足部分につき公募要綱等を充足するために必要な措置を講じ、提案書類（事業計画書作成後は事業計画書を含む。）を訂正しなければならない。なお、乙は、本事業の優先交渉権者として選定されたことをもって未充足部分の不存在が確認されたものではないことを確認する。

（設計施工一括契約締結に向けた事業計画書の策定等）

第4条 乙は、設計施工一括契約の締結に向けて、自らの責任と費用負担において、甲と誠実に詳細協議を行うとともに、公募要綱等及び提案書類を遵守するために必要な措置を行うものとする。

- 2 乙は、自らの責任と費用負担において、必要な現地調査や関係機関との協議等を行うこととする。
- 3 乙は、設計施工一括契約の締結までに、公募要綱等及び提案書類に基づき、評価講評における意見その他甲からの要望事項及び前2項に規定する詳細協議等の結果を踏まえ、本事業の事業計画書を策定し、甲の承認を得なければならない。
- 4 本協定の締結後、甲からの書面により請求があった場合には、乙は甲に対し、速やかに提案書類の詳細を明確にするために、甲が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報を提出する。

（その他必要な準備行為への着手）

第5条 乙は、設計施工一括契約の締結前であっても、本事業を遂行するため、自らの責任と費用負担において、公募要綱等及び提案書類を遵守するために必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

（設計施工一括契約の締結）

- 第6条 乙は、第4条及び第5条に定める諸手続を実施することについて、甲の確認を得なければならない。
- 2 乙は、前項に基づく確認を得た上で、甲と乙との間の設計施工一括契約の締結に向けた協議を行い合意に達した場合、設計施工一括契約の締結に向けた手続を行うものとする。
 - 3 設計施工一括契約の締結は、令和7年7月末を目途とする。

(設計施工一括契約の不締結)

第7条 設計施工一括契約の締結までに乙のいずれかが、本事業の公募手続きに関し次の各号の一に該当したときは、甲は、本協定を解除するとともに、設計施工一括契約を締結しない。

- (1) 本事業に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含み、以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「乙関連団体」という。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙のいずれかに対し、独占禁止法第7条の2（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が、乙のいずれか又は乙関連団体に対して行われたときは、乙のいずれか又は乙関連団体に対する命令で確定したものをいい、乙のいずれか又は乙関連団体に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。以下「排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙のいずれか又は乙関連団体に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業予定者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に公募が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
- (4) 本事業に関し、乙のいずれか（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、刑法（明治40年法律第45号。その後の改正を含む。）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 設計施工一括契約の締結までに、福岡県警察本部からの通知に基づき、乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、本協定を解除するとともに設計施工一括契約を締結しない。

- (1) 役員等（乙のいずれかの役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正を含み、

以下この項において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下この項において「暴力団」という。)の構成員(暴対法第2条第6号に規定する者(構成員とみなされる場合を含む。)以下この項において「暴力団構成員等」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団又は暴力団構成員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 暴力団又は暴力団構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。

(4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 暴力団構成員等であることを知りながら、その者を雇用し又は使用していると認められるとき。

(6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団構成員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(9) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第8号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(10) 乙のいずれかが、第1号から第8号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第9号に該当する場合を除く。)に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかったとき。

3 甲は、乙が提出した応募表明書及び応募資格確認書並びに提案書類に虚偽の記載があったと認められるときは、乙の事業予定者の地位を解消し、本協定を解除し、設計施工一括契約を締結しないことができる。

4 甲は、乙のいずれかが、本協定の締結のときから設計施工一括契約締結までの間に、公募要綱等に定める応募資格要件を満たさなくなったときは、甲は、本協定を解除するとともに設計施工一括契約を締結しないことができる。

(設計施工一括契約締結不調の場合の処理)

第8条 甲と乙が設計施工一括契約の締結に至らなかった場合には、既に甲と乙が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担し、次条に定める損害賠償債務を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(損害の賠償)

第9条 本事業の公募手続に関し、第7条のいずれかの事由が生じたことに起因して甲が損害を被った場合、又は乙のいずれかの責めに帰すべき事由により甲と乙が設計施工一括契約の締結に至らなかったことに起因して甲が損害を被った場合、当該損害について、甲は乙に対し賠償を請求することができ、乙はこれを連帯して負担する。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本事業又は本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げる以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。

- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らかの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報
 - (6) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (7) 甲が法令又は福岡市情報公開条例等に基づき開示する情報
 - (8) 甲が福岡市議会の請求に基づき開示する情報
- 2 乙は、本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
- 3 乙は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合など、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 4 前項の場合において、乙は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 乙は、本協定に基づき個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び福岡市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、本協定上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、承継させ又はその他の処分をしてはならない。

(本協定の変更)

第 13 条 本協定は、甲及び乙全員の書面による合意がなければ変更することができない。

(本協定の有効期間)

第 14 条 本協定の有効期間は、本協定締結日から設計施工一括契約締結日の前日までとする。ただし、本協定が解除された場合は当該解除の日までとし、設計施工一括契約の締結に至らなかった場合は、設計施工一括契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して乙に通知した日までとする。

2 本協定の有効期間の終了に関わらず、第 8 条から第 11 条、第 15 条及び第 16 条までの効力は、有効期間終了後も存続する。

(準拠法及び裁判管轄)

第 15 条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は福岡地方裁判所とする。

(協議)

第 16 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲と乙の間で協議して定める。

[以下本頁余白]

以上を証するため、本協定書●通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 ●月 ●日

(甲) 福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市
交通事業管理者 小野田 勝則

(乙) 代表企業
所在地
商号及び名称
代表者名

構成企業
所在地
商号及び名称
代表者名

構成企業
所在地
商号及び名称
代表者名